

## 第8回 規制見直し基準WG 議事録（国土交通省ヒアリング）

1. 日時：平成17年10月19日（水）13:30～14:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：資格制度

・建設業関連資格の規制緩和

通知・通達等法令以外の規定に基づく規制

・監理技術者制度運用マニュアル

4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、大橋専門委員、山本専門委員

国土交通省

総合政策局 建設業課長 吉田 光市（以下「吉田建設業課長」という）

総合政策局 建設業課 課長補佐 濑尾 真一

（以下「瀬尾課長補佐」という）

総合政策局 建設業課 課長補佐 平田 研

（以下「平田課長補佐」という）

総合政策局 建設業課 課長補佐 中山 義章

鈴木主査 どうも御苦労様です。それでは、資格制度に関するヒアリングということで、国土交通省から1時間程度の時間で意見交換をしたいと思っております。

問題は2つあります、1つは、まず「建設業の資格」に関する問題。

それと、「監理技術者制度運用マニュアルについて」の2つであると思います。各30分くらいずつに配分したいと思いますので、よろしくお願ひします。分けて、最初に建設業の資格について、残りの30分をマニュアルでというふうにしてやりたいと思います。御説明は10分弱でお願いして、あの20分を質疑に充てたいと思いますので、よろしくお願ひします。

吉田建設業課長 建設業課長の吉田と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。まず、許可の資格の関係の話でございますが、頂戴しております質問に対する答えを御説明する前に、全体の枠組みを簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目は、建設業法の概要でございます。建設業の場合には請負契約という形で単品受注生産といった特性もございますので、発注者を保護する観点から建設業を営む場合には許可を基本的には求めてございます。許可制度ということで、左上方にございますが、営業エリアに応じまして、大臣許可と知事許可、また、請負金額、下請契約金額の規模によりまして、大規模なものについては、特定建設業の許可、そのほかについて一般建設業の許可といった分類になってございます。

許可の要件といったしまして、これは本日の議論とも関係いたしますが、1つは経営管理の経験。それと専任技術者ということで技術の経験といったようなことを許可要件で求めているということでございます。

右側、基本的には500万未満の小規模の工事につきましては、許可を必要としないという状況でございます。

併せて、左中ほどにございますが、「技術者制度」ということで、技術者の育成を図る観点から、技術検定制度等も行ってございますけれども、一定の工事現場に監理技術者等の設置を適正な施工の確保といったような観点から求めておるといったような状況でございます

もう一枚おめくりいただきますと、建設業と一口に申しましても、多様な業種がございます。許可も28業種という区分ごとにとていただくということになってございまして、今回の議論とも関係いたします電気通信工事業も28業種の1つということございます。もう一枚おめくりいただきまして、全体の建設業の現状でございますが、折れ線グラフが2つございますが、下の折れ線グラフが許可業者数の推移でございます。16年度末で56万3,000ということで、一時期、11年のピーク時、60万ほどおりましたが、若干減少傾向にあるとは言え、依然として高い数字にあるということでございます。

一方、棒グラフが建設投資でございますが、17年度で51兆ということで、投資のピークは平成4年でございますが、これに比べますと4割ほど投資額は減っておりますが、それに比較して業者数の方はそれほど減っていないということで、現状、全体として供給過剰の状況にあるのかなと考えているところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、「建設業の倒産の状況」ということでございます。大きな固定資本を必要としないといったようなこともあります、参入が比較的容易な業界でございます。そういうことから、16年で見ますと4,000件の倒産ということで、下の方にございますが、全産業に占める倒産の割合も3割ほどを占めているという状況でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、許可業者数の推移を若干細かく見たものでございますけれども、一番上のグラフ、これが全体の許可業者数でございまして、先ほど申し上げましたように56万あるわけでございますが、中には倒産ですとか廃業も一方ではあるわけでございますが、新規の許可の取得ということで見ますと、17年でも1万8,220件ということで、許可制度の下で毎年2万業者が入ってきているという状況でございます。

一番最後のものは、28業種ごとの許可数を整理したものでございますが、本日の議題とも関係いたしますが、例えば電気通信につきましては、右の方17年で1万2,359業者ということで、前年に比較しまして、3%業者数も伸びておるといった状況でございます。

こういった現状の中で幾つかいただいている御質問に対しまして、あらかじめ紙で用意させていただきましたことについて御説明させていただきたいと思います。

まず、1の(1)でございますが、先ほどの許可要件のうち経営管理の資格要件についてでございます。経営管理制度の趣旨ということでございますが、先ほども若干申し上げましたとおり、建設業は発注者との請負契約に基づく1品ごとの注文生産ということでございます。その1つの工事ごとに、工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者、労働者の配置、また、多様な業種の選定、下請を活用して1つの工事を組み立てていくわけでございます。

加えて、工事の目的物の完成。これは工事規模によりまして、長期間を要するもの、比較的短いものいろいろございますけれども、そういった工期を通じて適正に施工管理を行って、発注者に的確に目的物を引き渡すといったようなことが求められる業態だということでございます。

このように通常の製造業とかなり異なった形の経営形態といったこと。加えて、でき上がった製品を売るということではなくて、請負契約といったような特性もございます。そういったことから、しっかりとした業者を担保するといったことで、発注者保護の観点から経営の経験についても一定の要件を求めてあるといったような状況でございます。

(2)でございますが、こういった経営管理の責任者の経験を問う場合に、いろいろ商法の改正等々を受けまして、会社の業態等も変わってきてある。そういった社会経済面の情勢変化を踏まえて、適宜見直しをすべきではないかといったような御指摘でございます。1.は今申し上げたように、建設業の経営の特殊性、発注者保護の観点から一定の経営管理の経験を求めることが引き続き必要だと考えてございます。

2番にございますように、この経営管理責任者といたしましては、現在5年の経験を求めてございます。これは建設業において契約から引き渡し、更に引き渡し後の工事の補修とか瑕疵の問題とかいったこともございます。工事の一定の流れといったようなことを踏まえ、5年間を求めてあるわけでございます。発注者に対してきちっとした仕事をしていくといった観点からは、この程度の経験は引き続き必要であると考えているところでございます。

3.で「執行役員」、近年いろいろ各企業でこういう取組みがあるわけでございます。この執行役員について、役員と同様の取扱いをできないのかといった御指摘かと思います。これにつきましては、執行役員、事実上従来の役員、取締役と同様の役割を担っている面もあるかと思っておりますけれども、執行役員は商法等の法令に特別の定めがないといったこともございまして、一律にこれを役員と同等の権限を有していると判断することはなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、今度は技術者の要件でございます。これも建設業の場合に、技術力ということが非常に重要でもございますので、一定の経験を求め

てあるわけでございます。

1. にございますように、一品ごとの注文生産である、また、施工段階で特に大規模な工事になりますと、多くの下請業者を使いながら多様な工程を総合的に管理するということで、その全体をつかさどる技術の能力というものが品質の管理という面で極めて重要になってまいります。これも発注者保護といった観点から、一定の技術の経験を持った人間の設置を求めておるということでございます。

3. にもございますように、現在、これだけ業者が多くなりますと、こういった要件を求めておっても、現実に不良施工の問題ですとか、一括下請、こういった不正行為もままあるところでございます。こういったことを排除するという上でも、一定の技術者要件は必要と考えているところでございます。

(2) で具体的な御指摘といったしまして、電気通信工事につきましては、技術士以外の国家資格による資格検定がないので、結果的に資格の取得要件が厳しくなっているという御指摘でございます。

監理技術者等の必要性については、今、申し上げたとおりでございます。1番、2番、同様のことを整理させていただいてございますが、特に3番で、監理技術者になる者の要件としては、各業種、特に監理技術者となりますと、大規模な工事を監督する技術者でございますので、多様な下請等々、工程管理も複雑になるといったことで、特に高度な資質が求められるわけでございます。そういう能力を有すると認められる試験を対象としているわけでございますけれども、電気通信工事に関しては、こういった要件を満たし得る試験制度としては、技術士しかないといったようなことが現状だということでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、(3) でございますが、監理技術者になるための資格要件ということで、先ほど大規模な工事については特に能力の高い監理技術者を求めているわけでございます。この額も段階的に物価変動等に対応して見直してきておるということでございます。

直近では3. にございますように、平成6年に改正してきておるわけでございますが、その後の物価変動等を見ますと、現時点でこれを直ちに見直すといったような状況ではないと考えているところでございます。

(4) は若干運用の部分の話かとも思われますが、一定程度の大規模な工事現場には監理技術者といったものを求めておるわけでございますが、工事現場への専任を要請されることがある。そういう実態についての見解ということでございます。

制度的にはまず建設業を営む場合には、請負金額の大小にかかわらず、まず現場に基本的には主任技術者というものを置かなければならぬという制度になってございます。

先ほど来申しておりますように大規模な工事に、特に下請に3,000万円以上を出すような大規模な工事につきましては、監理技術者を置かなければならぬとなつて

るわけでございます。

加えまして、2にございますが、特に公共性のある工作物、公共工事を始めかなりの工事が対象になりますけれども、公共性の高い工事につきましては、請負金額が2,500万円以上のものについては、現場ごとに技術者を専任で置くということになってございます。これは元請、下請にかかわらず適用されるものでございます。

これ以外の例えば個人の住宅とかではこういった専任性は求めていないわけでございますが、そこは発注者との関係ということで、特段私どもがこうすべき、ああすべきという立場にはないかと思っております。法律上はこういう整理になっている状況でございます。

若干駆け足で雑駁な御説明になったかと思いますが、あとは御質問を受けるような形で御説明させていただきたいと思います。

鈴木主査 ありがとうございます。それでは、質疑に移ってください。

原主査 前半の方のお話になるのですけれども、確かに最近商法改正、会社法も改正されて、私も金融分野に関わっているものですから、その辺りの関係は非常なスピードで大規模にやられていることなのですが、それでもこちらの要件については、これまでと変えないということですね。どの要件も変えないということになるわけなのですけれども、根拠と言うとおかしいですけれども必要な経験年数であると考えているところ、5年間というふうに書かれていて、何故必要な経験年数とおっしゃられる根拠ですとか、最近の会社法と比肩してみて、どのような判断をもって必要とされるのかということをもう少し詳しくお聞きしたい。

吉田建設業課長 これは経験要件の5年ですけれども、建設業の場合には、建設業の特性だと思いますが、各発注者の方々、請負契約ということで建設業者の経営ですとか、技術力とか信頼性とかいったことを前提に契約します。個人であれば住宅ですが、どんな業者でもいいというわけではないと思うのです。工事途中で倒産してもいけませんし、また、技術力、これも発注者から見ますと不良工事を行っても、なかなか隠れた瑕疵みたいなものは見えないというようなことで、その経営や技術力のしっかりした人を業者として選定するといったようなことが必要かと思っています。

そういう発注者の信頼を受ける条件として、経営管理につきましても、請負契約ということで、若干長期間にわたって工事をする、更に工事後の瑕疵の問題、補修の問題ということを考えますと、一定程度少なくとも5年程度と考えてございますが、例えば瑕疵の問題ですと、瑕疵担保の期間が民法では木造については5年ということになってございますので、基本的には5年程度のことは必要なのかなというふうに考えているところでございます。

あと会社法等いろいろ変わったところにどういうふうに対応しているのかというお話でございます。従来の監査役設置会社から委員会等設置会社といったことも認められる中で、そういったものを受けまして、取締役だけではなくて、執行役といった

ものも法律上きちっと整備されたものについては、我々も手当をしているわけでございますけれども、執行役員については、大企業の執行役員というと、かなりの役割を担っているのかというふうに想像いたしますけれども、実際、各会社におきまして、いろんな形の執行役員がおられるのではないかと考えますと、一律に執行役員というものを法令上位置づけるということは難しいのかということで、我々も個別の企業の御相談を受けたときに、正直苦慮しているところではございます

大橋専門委員 今の原先生との質問とも関連しますが、5年という根拠というのはどうもはっきりしないし、5年という期間が定められたのはいつからですか。

吉田建設業課長 建設業の許可制度としては46年です。

平田課長補佐 今の建設業の制度に変わったのは昭和46年の法律改正でございまして、そのときから5年ということになってございます。

その根拠は、先ほどの課長の話にもありましたけれども、基本的に契約の締結に至るさまざまな事業活動、契約の締結、実際の施工、完成後の瑕疵担保責任の履行という一連のサイクルについて、責任のある立場で仕事をやったことがある人でということで、この経営管理者の要件ができておりまして、その建設業の営業のサイクルからいって、契約の締結、瑕疵担保責任の履行というところまでも1つのスパンとして考えたときに、瑕疵担保期間が民法上木造の場合は5年となってございますので、5年程度あれば1サイクルについて経験ができるということで5年ということになってございます。

大橋専門委員 46年からですか。

鈴木主査 そのときに建設業での役員の経験のある者というのが初めて入ったのですか。それとも、その前から役員の経験が必要だとなっていたが、5年だと決まったのが46年だということですか。

吉田建設業課長 そもそも46年の改正以前は、登録制度という形でございました。今の許可制度という枠組みができたのが46年でございますので、そういう意味では許可制度の発足当初からこういった役員の経験5年といったようなことです。

鈴木主査 登録制度はいつからですか。あとで見てもらえばいいです。要するに、建設業としてかなり責任のある地位の者がというのはかなり古い制度なのか、46年創設の制度なのかということです。

大橋専門委員 今の鈴木先生の質問とも関連して、5年という期間に従事していて、何らか役員として責任を果たし得ないような事態が生じたという場合には、5年から削除しているのですか。

例えばある工事を請負って十分な契約どおりの完成を実現しなかったという工事があったとします。そのときの役員としてその人がいたという場合には、5年という役員としての期間の算定するときに、その部分はだめだよと。建設業の定めている経営管理者としての資格はないのだから、これは削除しますよという運用をしているのか

どうか。

吉田建設業課長 それはしてございません。

大橋専門委員 むしろそっちの方が重要なのではないか。本当に発注者から見て責任ある工事をやってくれるかどうか、そういう人が役員としているかどうかというのをチェックするという趣旨であるならば、単純に役員として5年以上いればいいんだというのはおかしいのではないかですか。

吉田建設業課長 そこは1つの建設工事、これは規模の大小にもよるかと思いますけれども、請負ってから資材の調達までいろいろあります。

大きな会社になれば、1つの工事だけではなくて、複数のいろんな工事を手掛けている場合もあるうかと思います。そういうたときにこれから発注する工事、でき上がった工事、でき上がったけれども、発注者さんの間で若干トラブルになった。それは法令の違反じゃありませんけれども、若干意思の疎通の違いでもってトラブルになる場合もございます。そういうたものへの対応処理ですとか、役員として経験する5年の間にはいろんな事柄があるのだと思うのです。それを1つの工事のスパンで見ますと、1サイクル5年ということで、そういうたの観点から5年としてきておると御理解いただけたらと思います。

鈴木主査 私の質問は、要するに、いつからだというのは、昔からそういうならわしなのか、それとも46年創設なのか。創設だとしたら、そのときにどういう必要性があったのか。これが知りたいのです。

吉田建設業課長 46年以前の登録制度の時代に、そういう経営管理の要件を求めておったのかどうか。そこは確認して後ほど事務局を通じてお答えするようにさせていただきたいと思います。

鈴木主査 46年に許可制にしたのはどういう社会的必要性があったのですか。

吉田建設業課長 いろいろな不良業者がいる中で、きちっとした業者を選定しないといけないという社会的要請があったということだと思います。

先ほど申し上げましように、今でも56万の業者があるわけです。

鈴木主査 増え過ぎるという傾向が出てきたのですか。

吉田建設業課長 それもあったかと思います。今、56万ですけれども、資本金10億以上の大企業というのはほんの一握りでございます。99%以上が資本金10億以下です。

鈴木主査 余り小さなもののがゼネコンを名乗るなど。こういうことですか。

吉田建設業課長 そういうことではなくて、今56万の業者の中には個人企業が2割くらいあります。例えば昔で言うと、町場の工務店さん、大工さんなどもこの56万の許可業者の対象でございます。業種もいろいろあるわけですけれども、例えば40年代の当時ですと、建て売りの問題とか、個人がマイホームを建てにかかった時期にいろいろな悪質な業者さんが出てきた中で、発注者の方は仕事の中身などはよくわからな

いわけです。今までですと、信頼できる地元の業者さんを選んでおったというのが実情なのでしょうけれども、社会も変化する中で、制度として一定の信頼できる業者を確保しなければいけない。請負契約であれば、特に経営の能力、建設工事であれば技術的な能力、これについて一定の要件を求めたというのが実態だと思います。

ただ、それ以前にも登録制度でやってきている業者さんが、個人業者を含めてたくさんおられたわけです。それに対して過度な規制もかけることがなかなか難しい中で、結果的に56万の業者があつて、今でも年間1万数千新たに許可を取得するといったようなことで、総体としてみれば厳しいものではなく、必要最小限の要件をこの法律で定めておるということではないかなと認識しております。

鈴木主査 それはもう創設当時の目的というものが終了したのではないですか。一万何千と言うけれども。雨後の筈のごとく、確かに47、48年というと個人金融もかなり出始めた時期ですし、住宅金融公庫も財布はそろそろ緩んできたことだから、建設ラッシュにはなったでしょうけれども、そのときに悪質なものが出てたから、少し条件をかけてやれというのか、需給調整というのか、つくりにくくしたという目的は明らかにあったと思うのですが、それはそれでその当時としては仕方がないことかもしれないけれども、今もまだその必要がありますか。

役員であれば何でもいいのですか。例えば経理役員で、現場のことなど何にも知らないても一向構わないわけですか。

瀬尾課長補佐 役員の職務の内容は判断材料ではないです。

鈴木主査 今、そういう人が見つからないからということで、建設業をやりたいけれども、できないと言って困っている人がいるのですから。

吉田建設業課長 個別の企業の実情からいくと、そういうケースもないことはないと思うのです。50万も業者がいるわけです。一方で先ほど申し上げましたように、年間2万件くらい許可を取って新たに入ってきてるわけです。ですから、そういう方たちはなにがしかの経営管理経験を満たして許可を取得しているわけでございますので、そういうことから見ても、参入を著しく抑制しているほど厳しいというものではないと思っております。

大橋専門委員 5年という期間にこだわって申し訳ないが、先ほどの説明を私なりに理解すれば、5年という期間がなぜ設定されたかというと、一応工事の発注を受けて、工事を施工して、最終的に目的者の引き渡しを受けるまでの1サイクルが大体5年くらいかかると。だから、少なくとも役員たる資格としては、その1サイクルやった経験がないとダメですよということで5年にしてるというふうに理解したのだが、実態は今、例えば3,000万以上の工事については、発注から目的物の引き渡しまで、大体平均して言えばどのくらいかかっていますか。

吉田建設業課長 規模によると思います。

大橋専門委員 規模によるし、また業種によるのだけれども、例えば問題になって

いる電気通信工事について、平均的な 1 サイクルが完成するまでの時間、期間というのはどのくらいですか。

吉田建設業課長 業態ごとの細かいデータは持ち合わせておりません。

大橋専門委員 後ほど資料をください。

吉田建設業課長 はい。先ほど申しましたように、一応民法上、鉄筋コンクリートですとか、しっかりしたものについては瑕疵担保期間が 10 年、木造について 5 年というのがございますので、そういうことも勘案して 5 年をセットしているということでございます。

それと先ほど鈴木主査から御指摘がございました時代背景が大分違うのではないかという御指摘で、当時の業者が多かったことは事実だと思いますが、いたずらに参入を抑制しようといったようなことではなくて、発注者の保護といったことが建設業法改正の主たるねらいだと思っております。

当時と時代背景も大分違うということでございますが、建設業もいろいろございまして、最近ですと悪質リフォームの話がございます。これはリフォームですので、若干小規模な工事が多いわけです。そうしますと、冒頭御説明しましたように、500 万未満につきましては、許可を必要としないということになっています。建築一式みたいなものであれば、1,500 万円以下は許可は要らないということになっております。

悪質リフォーム対策については、関係省庁もまたがりますので、いろんな検討をしてきましたけれども、そういった流れの中ではむしろこういった 500 万の適用除外をなくして、きっちりと消費者保護の観点からこの業法の許可をもっと厳しくすべきではないかという議論も一方であるということで、そのときどきにいろんな問題がございます。

基本は、発注者をいかに保護していくのか。この業法だけでは十分ではないと思っておりますが、最低のスクリーンをかけるということで、一定の役割をと。

鈴木主査 そちらの目標だと一応そうしましょう。需給調整ではないとしてみたとしても、そうしたら経験ということになるけれども、御承知のように、会社の場合には、取締役になるというのは、社外取締役も非常に増えてきているし、取締役の職務も執行役員の管理監督というのにウェートを移していますから、現実の現場を知らない人がほとんどになってきております。こういう変化というのを踏まえないと、目的とした工事をきちんとやるという経験者という意味でも、少しも適合しない人を選ばざるを得ないようになっているのではないか。目的を貫徹するのだったら、もっと目的に沿った人を選ぶようなシステムに変えるべきではないかというのは合理的な言い分だと私は思います。

原主査 私も付け加えて同様で、金融分野もすごい勢いでこの部分は変えてきているというところがございますし、5 年の年数もそうですし、執行役員というものですね。勿論、商法の中に規定がないから、どういう権限を持つ存在なのかというのを明

確ではないというところはありますけれども、確実に執行役員と呼ばれる人たちも増えてきているということになりますので、現在と現場、これにマッチした体制というのを考えられる時期ではないかと。既存のものをどう手直しをするかということと離れて、現在という時代感覚と現場とを結び付けるいい仕組みというのを是非検討していただきたいと思います。

吉田建設業課長 確かにいろんな会社の経営形態とか、ガバナンスの仕組みが変わってきた。それは我々十分承知しております。

例えば委員会等設置会社のように、法律上位置づけているものについては、例えば執行役というものを当然我々は法律上位置づけております。

執行役員というのは法律の根拠がないものですから、なかなか一律にそれを取り上げるということについて難しい面もありますが、運用の中で、例えば本当に経営の責任の一端を担っているといったような現実に対して、どういう対応ができるのか。その辺は少し勉強させていただきたいと思います。

鈴木主査 これは長くなりそうな感じがしますので、「あじさい要望」についての技術者の問題は後に譲られていたら、マニュアルの方に移らせていただきます。

吉田建設業課長 マニュアルの関係につきましては、1枚紙で整理させていただいてございます。監理技術者制度運用マニュアルということで、法律では一定規模の下請に出す場合には監理技術者を置かなくてはいけないこと、かつ一定の公共性の強い建物で2,500万円以上のものについては、専任で置かなくちゃいけませんよということが法律にうたわれてあるわけでございますが、実際、個々の現場になりますといろいろな状況がございます。それらが法律上の要件を満たしているのか、満たしていないのか、そういう運営の解釈の問題の部分につきまして、運用マニュアルという形で整理させていただいているということでございます。

各都道府県主管部局長宛てということで、特に知事許可業者につきましては、各県の担当ということでございますので、統一的な運用を図る観点から技術的助言を行うものという整理で解釈的なものを示させていただいているということでございます。

概要につきましては、6にございますように、例えば監理技術者等の設置等についての内容、どういうことを監理技術者が行うのか、どういうことが監理技術者に求められるのかですとか、3にございますように、専任というのはどういうことを言うんですよとか、あと監理技術者に求められている事柄等々について、具体的な解釈、運用の考え方を示しているものでございます。

7番で法令の形式で制定しないということでございますが、これはかなり運用ベースの話でございますので、なかなか法律として書き切れないということもございます。そういうことからこういったマニュアルという形で整理させていただいているということでございます。

8にございますが、そういった性格のものでございますので、強制力を伴うもので

はないということです。

9にございますように、これに従わなかつことによる不利益はないということをございます。

広域にわたるものについては大臣許可、都道府県内で営むものについては都道府県知事の許可ということになっていますが、いろいろな現場ごとに各県からの解釈についての問い合わせ等々がございます。技術者の面についてもいろいろございます。そういうものを統一的にまとめて整理してお示しているものと御理解いただければと思います。

以上でございます。

鈴木主査 よろしいですか。では、質疑の方をお願いします。

山本専門委員 技術的助言という形式なのですけれども、ただ、マニュアルをざつと見ますと、かなり書き切っている部分もございますね。例えば最後の方で工事現場への標識の掲示であるとか、工事現場における専任の話であるとか、割とはっきりと書かれているものがあり、最初にマニュアルについてという都道府県主管部局長あての文書の最初には、このマニュアルにおいて、かねてよりその適正な設置の徹底をお願いするとともに、これに違反した場合、建設業者に対して監督処分を行い得るものとしている云々と書かれているのですけれども、ざっと見る限り内容が助言にとどまるものがあると思うのですけれども、助言というよりは、要するにルールを定めているように見えるものもあるのですが、この点はいかがなのでしょう。例えば政省令にするとかいうことも考えられると思うのですが、なおこれをマニュアルという形にしているのはなぜなのですか。

平田課長補佐 先ほど御指摘いただいた例えは様式を決めている部分については、これは一部省令の中で書いてあるものを、このマニュアルの中で再掲という形で載せているものもありますので、そういう意味ではマニュアルを読めば省令まで含めた法令に書いてあるものも含めて、監理技術者というものについてどういう対応をしていけばいいのかがわかる形になっておりますので、書き切っている部分の中には、法令で本来定めてあるものをそのまま載せているものもあるということがありますけれども、それ以外の部分できっちりと書いている部分は確かにありますけれども、それは監理技術者という国の方に基づく制度の運用について、ある程度統一を図る必要はあるだろう、そうは言っても、建設業法の運用自体はあくまでも各都道府県にとつては自治事務ということでございますので、これをあくまでも参考にしてください、これを参考にする際には、国としての考え方はこのようことで、技術的に助言をさせていただきますということで書いております。

山本専門委員 経緯についてお伺いしたいのですが、このマニュアルの内容、これはここに書かれている平成6年のマニュアルについてというものを内容的には引き継いだものですか。

平田課長補佐 そのとおりでございます。

山本専門委員 そうすると、その後、分権改革があって、それでこれは自治事務ということになりますと、必要なものは政省令で定め、政省令にふさわしくないものについては技術的助言にするということになったと思うのですが、その際に何か検討はされているのでしょうか。

つまりマニュアルの中には政省令で定めるべきものがあるのではないかとか、その辺りの何か振り分けというのは行われているのでしょうか。これは平成16年だから去年ですね。分権改革のときに何か見直しをしたということはないのですか。

平田課長補佐 分権の議論があって後、6年に出したマニュアルを見直したとか、そういうことはないようですが、今回のものについては、このマニュアル全体があくまでも都道府県にとっての参考という形にしておりますので、そういう意味で個々の内容に応じてこれは技術的助言、これは法令のものというのを分けていいるというよりは、法令で示すべきものについては既に示しているという理解をしておりますので、そういう意味でこのマニュアル全体が参考という形で送ってあるということございます。

大橋専門委員 今の山本先生の話に関連して、監理技術者の登録事務というのは、都道府県においては、自治事務として実施されているのですか。どっちですか。

平田課長補佐 監理技術者の登録と言いますか、監理技術者の資格者証を発行する事務は、国土交通大臣の指定法人がやっておりまして、監理技術者としての役割をちゃんと果たしているかどうか、例えば専任で現場に張り付いてやっているかどうかということについての監督権限を持っているのは都道府県ということで、監督権限の行使は自治事務ということになっております。

鈴木主査 こういう質問をしたら、いや、そんなことはありませんと言われるに決まっているけれども、こういうものをつくるというと、やはり抜けがあってはいけない、抜けがあってはいけないというふうについつつくる人は思いがちであって、そうすると、あれもこれもとうるさいことをたくさん書くという傾向というものはあるものなのです。そういうのはないですかと言ったら、ないですと言われるのだろうが。

吉田建設業課長 技術者をきっちりと現場に置いて、施工管理をしていただくということは、発注者保護という観点から全体の建設業法の運用の中で重要な部分を占めると思っております。これだけ業者が沢山いると、いろいろな問題が起こります。先ほども若干触れましたけれども、例えば、一括下請、一度マスコミでもいろいろ話題になりましたけれども、丸投げというものです。発注者から請負って、自ら施工せずにほとんど下請に出して、その利ざやだけかせぐというものです。また、不景気な時代ですから、専任制を求められても、なかなか手が回らないということで、十分な施工管理をしないまま下請に出すような実態もあります。

特に全体厳しい中で、手抜きみたいなことがあってはならないということで、丸投げ防止ですとか、不適格な業者の排除の徹底、これは国土交通省もそうですけれども、各県、かなり力を合わせてやっている部分でございます。そういうたときに、業者に対してもいろいろな運用の差異があってはいけませんので、むしろ各県の方から運用に当たっての問い合わせがございます。それも現場でいろいろ違いますので、なるべく具体的に統一的にといったようなことで、いろいろなことを書き込んでありますけれども、なるべく統一的な見解をきちっと示すようにという意味で、書いているものでございます。

鈴木主査 法令に書いてあることをわかりやすくまとめただけと。

吉田建設業課長 解釈ですね。

大橋専門委員 課長の御説明では、このマニュアルというものは強制力はない、都道府県がそれに従うかは自由なんだというお話で、私も通知を出す立場だったらそう言うと思うけれども、個々にこのマニュアルの中身をまだ詳細には見ていないけれども、最初に付いている鏡の部分を見ていただくと、先ほども山本先生がちょっと読んだ「かねてより、その適正な設置の徹底をお願いするとともに、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行い得るものとしているところである」と書いてあります。

というのは、課長は強制力はないとは言いつつも、ちらちらと衣の下から強制力を出していることをうかがわせる表現なのだな、これは。

吉田建設業課長 我々から強制するというつもりもないですが、むしろ建設業者という意味では、許可権者は大臣であったり、各都道府県知事であったりいたしますけれども、業界としては1つなものですから、そこはなるべく統一的な方の運用というのが望ましいと思っております。むしろ各県の担当にいたしましても、ほかと違った運用ということはなかなか難しいものですから、むしろ統一的な見解を具体的に示してくださいということを我々は求められているというのが現状でございます。いろいろな問い合わせの中で検討して、特に技術者の部分についてはその運用に当たって、各県なり業界の関心も強いものですから、統一的に整理して、運用の考え方をお示しているということです。

ですから、国交省がこういう考え方を示してきているけれども、私はこうやりたいのだと考えている県はまずないのではないかと思ったりしております。

鈴木主査 それは文章の中でそれぞれに書き分けてありますか。法はこう書いてありますから、ここのところは守らないといけませんよ。まして、これはお薦め品ですよというふうに文章の中に書き分けていますか。

平田課長補佐 中身の中で法律を運用している部分については、例えば（法第何条）とかいう形で法令の規定にのっとったものであることがわかるような形にしてありますけれども、厳格な書き分けという意味では、そういう法律の条文を示す以上のこと

は書き分けはしておりません。

鈴木主査 それで厳重な監督処分をするというのは一体どこを指しているのですか。法律の部分だけを指しているのか、今のお話だと極めて明確に分けていないから、お薦め品も厳重な監督処分の対象になるように聞こえてしまうけれども。

吉田建設業課長 むしろお薦めというよりか、この法を運用するに当たっての考え方を示しているということで、そこは基本的には我々もこういう考え方で運用するし、各許可権者も同様の考え方でやっていただきたいといったような姿勢で整理しております。法律はここまで求めていないけれども、そのほかにできればこういうことがあった方が望ましいといったような付加的な部分というのは基本的には書いておりません。

鈴木主査 それでは法律の解説だけですか。

吉田建設業課長 基本的にはそうです。

鈴木主査 法律の解説だけ。

吉田建設業課長 そもそも監理技術者制度の趣旨とか、そういうことが若干書いてありますが、そういう部分は別に薦めるものでもないし、強制力を持たせるものでもない。

鈴木主査 建設省発とか書いてあるけれど、これは通達ですか、通知ですか、何ですか。

吉田建設業課長 通知でございます。

平田課長補佐 マニュアルのカバーしている範囲について補足させていただきますと、この鏡の文章にもあるとおり、これは許可部局と公共工事の発注部局というところにいっておりまして、税金を使ってやってある公共工事をいかに適切にやっていくかという観点、特に公共工事を念頭に置いた形でマニュアルをつくってあるということで、当然税金の使い道に関する話ですので、建設業の許可部局と公共工事の発注部局に対して、こういった国としての統一的な考え方をお知らせした上で、きっちりやっていただかないと、公共工事の執行という点でいろいろと問題も生じる場合もあるだろうということもありますと、そういうことで書いてあります。

このマニュアルの前提になっておるのは、あくまでも建設業法で監理技術者を一定以上の工事については置きなさいと。これこれこういう工事の場合は専任で置きなさいということが前提になっていて、監理技術者を置くということのいろんな場面での解説を加えたのがこのマニュアルということでございますので、このマニュアルの淵源をたどればすべて建設業法の第26条に行くということで理解してよろしいかと思います。

鈴木主査 では、国交省刊行建設監理者の手引きとでもしておけばいい話で、監督処分を行い得るというのは消しておくのが正しい態度ではないですか。そういう物の考え方ならば。

ほかにありませんか。

山本専門委員 確かにいろいろなものが混じっていて、法的な性格で言うと、法律や省令等の規定を繰り返している部分と、例えば2.2の監理技術者等の設置の(2)とか(4)とかにいろいろ例示がありますね。これなどは直接法令等には書いていないことなのですね。これなどは要するに一種の基準を新たに何か定めているということになると思うのですが、最終的にマニュアルをつくるのはわかるのですけれども、ややいろんな性格のものが入っていて、それを都道府県あてに出しているわけですね。例えば都道府県あてに出すということですと、いわゆる技術的助言に当たる部分も都道府県あてに出すと。もっとマニュアル的に法令とか、そこで定められた技術者助言を何かまとめて、例えば広く周知するということですと、これはまたちょっと違う形式があるのかと。つまり都道府県あてということにならないのではないかという気がするのですが、お話を伺っていて、その辺りがいろいろなものが1つのものに入っているのがわかりにくい感じがするのですが、その点はいかがでしょう。そんなことはないでしょうか。

吉田建設業課長 確かにそういう性格はあると思います。特に建設業法だけではなくて、先ほどの説明にありましたと、公共工事に特にということで、公共工事の入札契約の適正化法といった法律もございます。そういう流れでこういった技術者について書いている部分もございます。建設業法だけを受けているものでもないといったことがございます。

ただ、技術者の配置、監督というのは、先ほど来申し上げている重要な部分でもございますので、そういうものを例えれば各許可権者が対応しようとしたときに、わかりやすくする、これだけ見ればわかりますといったものがあった方が使い勝手がいいというのも一方での現実だと思います。確かにそういう意味でいろんな事柄が含まれてあるというのは御指摘のとおりかと思います。

鈴木主査 ほかにどうぞ。

大橋専門委員 別のことですか。先ほどの話と関連しますが、法令上は3,000万以上の工事に監理技術者を配置しなさいということになっているが、実態的には国土交通省ではないかも知れないけれども、他の省庁において2,000万円くらいの工事について、監理技術者を配置しなさいという要請をしているということがございます。その辺の実情について御存じなのかどうかということ。

それから、公共工事総括官庁として御存じなのかどうかということと、そういう要請というのは形式的にはどういうものによって行われているのか。口頭で行われているのか、それとも何らかの通達みたいなものを出して、法令上は3,000万以上なんだから、我が省は2,000万で置くことにしてるから、従いなさいというような通知みたいなものを出しているのか。その辺もしわかったら教えてください。

吉田建設業課長 若干説明が十分じゃなかった点があると思いますが、3,000万以

上の工事を下請に出す場合に、主任技術者ではなくて、少し高度な能力を持つ監理技術者を置かなければならないということは法律で決まっています。

加えて公共性の高いものについては、2,500万以上のものについては、法律で専任でなければいけないということになっております。ですから、公共工事については、基本的に2,500万以上の工事については、監理技術者を専任するということが法律上定められています。

それを例えれば2,000万とかいう少額な工事まで専任制を求めているかどうか。プラスしてですね。そこは正直、我々は把握はできておりません。恐らくそこは公共にせよ民間工事にせよ、基本的には発注者と受注者との間の契約関係でございますので、契約の事項の1つとして技術者を設置してくださいと。これは特別に重要な工事であるからということで、契約でそういうことを担保しているということかなと思っております。特に個人住宅みたいなものについては、こういった専任制の要件というのではないわけですが、これも民民の契約でございますので、発注者がこの工事については是非しっかり技術者を専任で置いてほしいということも場合によってはあり得ることかと思っております。そこは基本的には民民の世界の話であります。

鈴木主査 監理技術者というのは、1人置けばよろしいということですか。鹿島建設でも1人ですか。

吉田建設業課長 会社に経営管理責任者と同じように、一定の技術経験者を営業所単位で置かなくてはいけない。また、先ほど現場での専任制ということを申し上げましたけれども、それは特に公共工事で2,500万以上の工事については現場ごとに専任の監理技術者を置かなければならない。実際、そういう大規模な工事になりますと、いろいろな下請を使いながら全体の工程管理をやるわけですので、そういう全体のマネージメントをする監理技術者は当然しっかりした建設工事をやっていただく上では必要なことか、と思います。

鈴木主査 現場ごとにというのと、それから会社自体にもというのとダブってくるわけですね。

吉田建設業課長 はい。

鈴木主査 それは同じ監理技術者の資格であれば。

平田課長補佐 要件は同じでございます。

瀬尾課長補佐 会社に置くものは監理技術者とは呼びません。営業所に置く専任の技術者です。

鈴木主査 監理技術者と呼ぶのは現場に置く人を指すのですか。

瀬尾課長補佐 そうです。主任技術者、監理技術者という名称は、現場に置く技術者の呼称です。

鈴木主査 それでは、会社に置くのは。

瀬尾課長補佐 会社というか、営業所に置くことに許可の要件上なっておりまして、

それは営業所における専任の技術者、要するに、営業を行う技術者を事務所に置けということを一応許可要件として求めているということです。

大橋専門委員 最後にお願いで、後ほど資料が欲しいのですけれども、先ほど5年と執行役員、5年という期間を短くしたら、具体的にどんな弊害が出てくるのか。何が問題になってくるのかということについて記述した資料を、後ほど事務局を通じてお願ひしたいと思います。

鈴木主査 よろしいですか。

それでは、ちょっと時間を超過して恐縮でしたけれども、本日のヒアリングは終わりたいと思います。また引き続き質問させていただくことがあろうかと思いますし、さっきから議論しています経験者要件、監理技術者要件というところは、まだ十分詰まったとは思えませんので、引き続き事務局を通じて資料、あるいはその詰め方の次第について話を続けさせていただきたいと思いますので、よろしく御協力をいただきたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。